

令和 7 年度竹富町観光案内人制度運用支援システム整備等業務
仕様書

1 事業名

竹富町観光案内人制度運用支援システム整備等業務

2 事業目的

本事業は、竹富町において運用している竹富町観光案内人条例（以下、「条例」という。）及び西表島エコツーリズム推進全体構想（以下、「全体構想」という。）について、条例に基づく各種申請・届出手続きの電子化、条例運用者側で有する情報の電子化及び申請・届出情報データベース化を図るとともに、現在運用中又は開発中である西表島フィールドモニタリングシステム、西表島フィールドエントリーシステム等の各種システムとの整理統合による一元的な竹富町観光案内人制度運用支援システムの構築を行い、さらにこれらの情報と Web サイトによる情報発信を組み合わせることで、条例及び全体構想の適切な運用体制の整備を通じた適切な観光管理の下でのエコツーリズムを推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

4 提案総額の上限

委託予算の上限は 53,435,860 円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。

- (1) 令和 6 年度事業において要件定義及び一部開発を行った「西表島観光案内人統合システム」の開発を継続するものであること。
- (2) 募集する企画は、下記の全てに合致する。
 - ① 開発方針の提案
 - ② 整理統合後のデータベース活用方策に関する提案
 - ③ フィールドモニタリングシステムの拡充に関する提案
 - ④ 実施内容を加味した事業実施体制の提案
 - ⑤ 事業実施スケジュールの提案
- (3) 委託事業全体を総括する担当者 1 名の配置
- (4) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ
- (5) 事業完了報告書の作成
 - ① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
 - ② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。

<例>外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など

(6) その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業

6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。

(1) 開発方針の提案

本事業は、既に稼働しているシステムを維持しつつ、また既に運用されている法律及び条例の手続き方法の円滑な移行が必要となるものであることから、これらの留意点を踏まえた開発方針について、具体的に整理・提案すること。

(2) 整理統合後のデータベース活用方策に関する提案

整理統合の後に蓄積されるデータベースの有効な活用方法について、実現性及び西表島のエコツーリズム推進を取り巻く社会的要請事項を十分に踏まえつつ、提案すること。

(3) フィールドモニタリングシステムの拡充に関する提案

(2) に基づき行う自らの提案も踏まえつつ、統合後のフィールドモニタリングシステムの利用者及び収集データの拡充を目的とした機能拡充の方針について、具体的に提案すること。

(4) 実施内容を加味した事業実施体制の提案

本事業は、その性質上、条例、全体構想その他関係法令及び過去の西表島における自然環境保全施策に関する知識が必要不可欠であることから、条例、全体構想その他関係法令及び過去の西表島における自然環境保全施策に係る検討経緯等の背景状況に関する十分な知識を有し、かつ本事業を円滑に実施できるだけのシステム構築等に係る知識、経験、技術等を備えた実施体制を具体的に提案すること。

(5) 事業実施スケジュールの提案

スケジュールは、事前打合せ、要件定義等に関する具体的検討、関係者との調整、システム構築、運用体制の取りまとめ及び成果報告までを一連とし、効果的で効率的な内容を提案すること。

7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

ただし、本事業は内閣府による沖縄振興特別推進交付金の交付を受けて行う事業であることから、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）沖縄振興特別推進交付金交付要綱等の関連規定に定めるところに従って、事業を実施すること。

契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち支払うこととする他、詳細は契約書（案）を参照のこと。

9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応 募 締 切	令和7年4月28日（月）17時
企画提案審査	令和7年5月8日（木）
審査結果通知	令和7年5月中旬（予定）
委託契約締結	令和7年5月中旬（予定）

12 問い合わせ先

竹富町役場自然観光課 自然環境係
〒907-8503 石垣市美崎町11番地1
Tel : 0980-83-1306 Fax : 0980-82-6199
shizenkankyo@town.taketomi.okinawa.jp